

医療安全情報「つなぐ」No.1

発行日：平成26年10月24日
発行元：長崎県 医療政策課
担当者：馬郡、中川
連絡先：095-895-2464

はじめに

これまで、県では病院立入検査や診療所調査で多くの施設に伺い、医療安全対策の確認や指導を行ってまいりましたが、現場で「他の施設でも参考になると思われる取り組み」や「改善策」を多く目にしてきました。

そこで、平成26年11月の医療安全推進週間を機に、年に2回程度、医療政策課から医療安全情報「つなぐ」を発行し、これらの取り組みを広く紹介・解説しながら、医療安全に「つなげる」お手伝いをさせていただくこととしました。記念すべき1回目は、「東大病院看護部による転倒・転落予防の取り組み」と「医療法人慧明会貞松病院での車椅子管理」、当課併設「医療安全相談センター」の取り組みを紹介させていただきます。

特集1 「転倒・転落防止の取り組み」

転倒・転落は、高齢者を抱える施設にとって、インシデント・アクシデントの上位を占める悩ましい課題の一つです。検査等で施設に伺いますと、多い施設では報告が年100件を超えており（インシデントを含む）離床センサーと入院時オリエンテーションを用いながら苦慮されている様子が見られます。そこで、今回は、東大病院看護部の清水氏に御協力いただき、東大病院の説明用リーフレットと取り組みフローを紹介いたします。特に注目すべきは、インシデント・アクシデント報告を基に作成された説明用リーフレットです。転倒・転落防止の説明資料として、施設の事故分析結果をここまで反映させたわかりやすいものは見たことがありません。リーフレットは説明資料としても活用できますが（長崎県のホームページに記事と共にPDF形式にてカラーで掲載）問題事象に対する分析や情報提供のあり方が学べる良い教材になることと思います。

「東大病院看護部の転倒予防の取り組み」 東京大学医学部附属病院看護部 医療安全管理責任者 清水佳子

ゼネラルリスクマネージャー（以下、「GRM」）にとって、インシデント・アクシデントレポート情報の理解と部署の現状把握は自組織を知るために欠かせません。対策においては、直ぐに結果が出なくても、決して諦めず、自組織に必要なことは何かを常に考えながら継続的に院内全体で取り組むことが大切です。また、問題を解決する際には、「患者参加」を特に意識することが大切で、今回も取り組みフローの中からそれがご理解いただけると思います。「患者参加」は、私共にとっても、まだまだ強化すべき課題の一つではありますが、当院における取り組みが皆様方の一助となりますことを祈願しつつ、ご紹介させていただきます。

1 転倒・転落予防の取り組みフロー

(1) 患者側の転倒要因を考え調査 年齢、疾患、症状等の基礎情報、転倒場所、転倒時間、患者の行動等

ア．予防が可能か？

目標：患者参加による転倒予防

患者の身体機能へのアプローチ（術後の離床援助、リハビリなど）

患者への情報提供と協力依頼

（自分たちが転びやすいこと、転んだ場合の危険性を知ってもらう）

患者・家族への説明と協力依頼

（医療者が転倒のリスクを共有し、チームで転倒予防）

看護師は、一度だけでなく状況に合わせて患者に予防の意識を持ってもらえるよう働きかける。医師には看護師による転倒アセスメントを知ってもらう。

また、医師からも患者に、一人で動かず看護師を呼ぶように（ナースコール）、面会時には家族にも協力してもらえるよう説明をしてもらう。日頃から、

チームで繰り返し患者や家族に説明と協力（参加）依頼することで、医療者が転倒予防を重視していることを理解して頂く機会にもなる。

転倒予防
リーフレット
作成

イ．予防困難か？ 対策の検討を続ける。

(2) 医療者側の要因を考える - 「防ぐことのできる転倒はないか？」という視点で調査

(事例)

トイレ前後の歩行介助中に患者がふらつき、支えきれずに転んだ。
トイレが終わってからのコールがなく、患者が動いてしまい転んだ。

(理由)

予測していなかった、呼んでくれると思っていた。

(要因)

不十分な介助（その場でのアセスメント不足やリスク対策の共有不足）

(対策)

介助中の転倒を予防しよう。

転倒を自部署で振り返る。

(自部署チェック 院内共有)

介助技術の知識確認、指導

タイムリーなアセスメントと

情報共有による対策の強化

2 補足

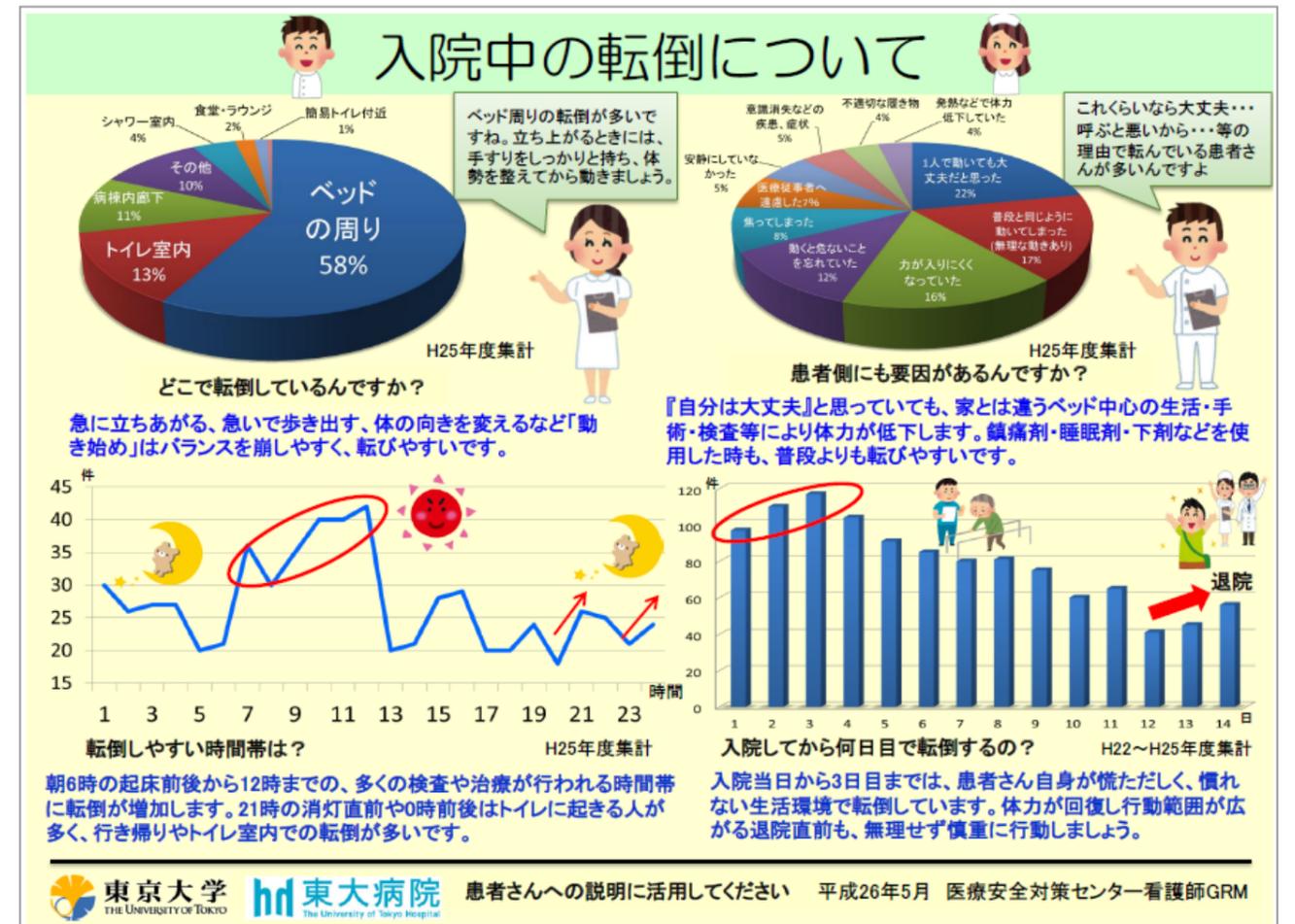
(1) 離床センサー

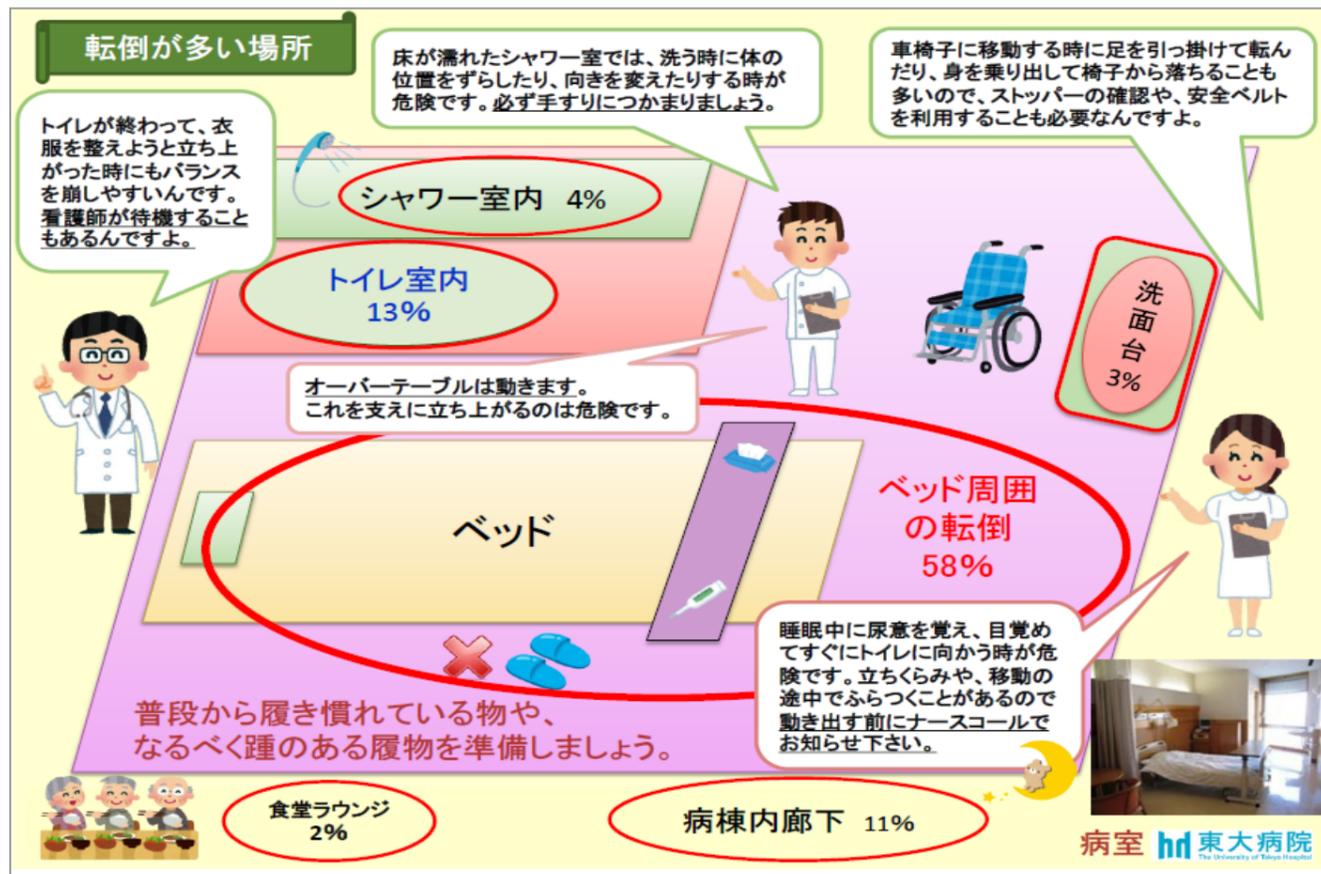
離床センサーは当院でも使用しています。ただ、センサーはあくまで転倒しそうな状況をキャッチする、或いは転倒したことを瞬時にキャッチするもので、他の転倒予防策の補完的な役割を担うものと考えます。また、今回は、これまでの対策以外で他に予防策がないか、現状の転倒事例を分析・検討した結果、患者参加（患者さんに予防の意識を持ってもらう）促進ツールとして、本リーフレットの作成を選択しました。

(2) 効果の検証

今回の取り組み（リーフレット作成等）は、本年5月開始のため、具体的な評価は未だですが、使用している部署からは「説明内容が標準化され患者指導がしやすくなった」、「患者の理解や協力が得られやすくなった」、「医師にも転倒リスクが伝わりやすくなった」等の声が寄せられており、現時点でも一定の効果を感じています。

3 リーフレット





私共の窓口にご相談される方は、医療機関を利用されるご本人、あるいはご家族の方が殆どです。相談は利用者の方からのご開口一番「コレって普通ですか？」から始まります。

医療機関の現場では、「当たり前」の事であっても、利用者の方にとっては、医療機関への受診自体が、「非日常=非常事態」であり、普通の状態であれば直ぐに尋ねて解決できる事でも、中々声にすることができず、時間が経過してから「腑に落ちない」「納得いかない」「モヤモヤする」と当窓口へ相談されています。

今回は、初回につき、当窓口の役割等を簡単に紹介させていただき、次回に「わかりやすい説明とは？ - 医療専門用語と患者さんの認識度」について紹介させていただきます。

医療安全相談センターの役割

県内には、10箇所の保健所と県庁医療政策課に「医療安全相談センター」が設置され、「医療の安全と信頼を高めるとともに医療機関への情報提供を通じて患者サービスの向上を推進し、医療の安全と向上を図る」ため、医療に関する患者・家族等からの電話・来所・文書等による苦情・相談等（特定施設の評価や紹介、医師の診断・検査が正しいか否かの判断、医療事故・民事訴訟の解決、仲裁、犯罪の捜査等は除く）に対応しています。なかでも、当センターと佐世保市には医療相談専門の相談員（看護師1名）が配置されています。

また、上記相談対応の他、必要に応じ医療機関への情報提供、指導等を行うと共に、各センターに協議会（各保健所においては連絡調整会議）を設置し、外部委員による事例の分析・検討等を行っています。

名称	所在地	電話番号	管轄区域
長崎県医療安全相談センター	長崎市江戸町2-13（県庁医療政策課内）	095-828-2252	県内全域
長崎市医療安全相談窓口	長崎市桜町6-3（長崎市保健所内）	095-829-1516	長崎市
佐世保市医療安全支援センター	佐世保市高砂町5-1	0956-25-9723	佐世保市
西彼地域医療安全相談センター	長崎市滑石1-9-5（西彼保健所内）	095-856-0691	西海市、西彼杵郡
県央地域医療安全相談センター	諫早市栄田町26-49（県央保健所内）	0957-26-3304	諫早市、大村市、東彼杵郡
県南地域医療安全相談センター	島原市新田町347-9（県南保健所内）	0957-62-3287	島原市、雲仙市、南島原市
県北地域医療安全相談センター	平戸市田平町里免1126-1（県北保健所内）	0950-57-3933	平戸市、松浦市、佐々町
五島地域医療安全相談センター	五島市福江町7-2（五島保健所内）	0959-72-3125	五島市
上五島地域医療安全相談センター	南松浦郡新上五島町有川郷2254-17（上五島保健所内）	0959-42-1121	小値賀町、新上五島町
壱岐地域医療安全相談センター	壱岐市郷ノ浦町本村触620-5（壱岐保健所内）	0920-47-0260	壱岐市
対馬地域医療安全相談センター	対馬市厳原町宮谷224（対馬保健所内）	0920-52-0166	対馬市

「車椅子や歩行器にも車検を」 医療法人慧明会 貞松病院 リハビリ室（立入検査把握事例の紹介）

今回ご紹介するのは、大村市内でも大村駅に程近い場所に位置し、整形・形成・麻酔・リハビリ分野に特に力を入れている救急告示病院の「医療法人慧明会貞松病院」さんの取り組みです。

貞松病院さんでは、6年前から病院で使用する車椅子、歩行器、松葉杖等をリハビリ職員で週1回、清掃・点検し、その結果をタグにして表示管理をされています。

このような管理を始めたのは、「パンクや異音で患者さんに迷惑をかける事象が減らなかった」ことがきっかけだそうです。

また、従来はこれらの管理を事象発生毎に看護部や事務部で行っていたそうですが、虫ゴムの交換経験や空気圧確認の力、機械構造への理解度、使用頻度等から、理想的な管理者を考えた結果、「リハビリ職員」を管理者に加えると共に、管理方法を現在の運用へと切り替えたそうです。

平成19年の医療法改正により、高度医療機器等は年間計画の策定と記録が義務付けられ、以降、他の機器もこれに習い、機器管理責任者等による管理が普及してきました。しかし、車椅子や松葉杖に対しても、患者さんの声に耳を傾け、院内で何が出来るか検討し、管理に繋がった施設は多くありません。

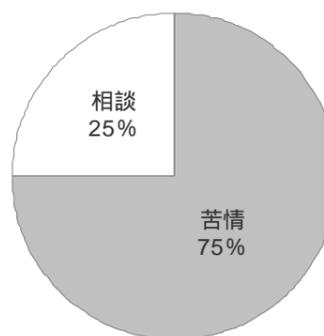
これらの器具は、使用状況や添付文書等に応じ、施設で管理の方法や頻度を任意に設定するものですが、足の代わりとなる「車椅子」ですから、しっかり点検を受けた道具に安心して身体を預けたいものです。



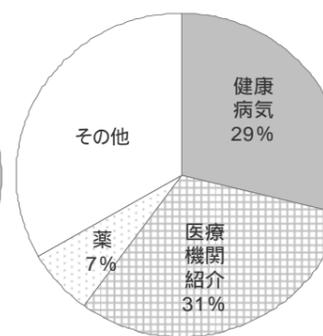
記録タグはラミネート加工紙にマジックで記載

平成25年度に当センターに寄せられた相談の内訳

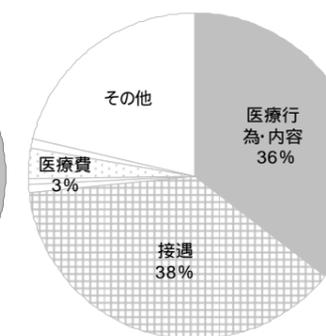
寄せられた苦情・相談の割合



相談の内訳



苦情の内訳



次回予告
 時期：3月頃予定
 内容：診療録管理
 医療用語
 その他